

医政発 1126 第 1 号
令和 2 年 11 月 26 日

一般社団法人 日本病院会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」
の公布について (通知)

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備等に関する政令」の公布について（通知）

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 71 号）については、令和元年 12 月 11 日に公布され、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）が改正されたところです。これに伴い、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）等について所要の改正を行うための整備政令が本日、公布されました。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

今般、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号。以下「会社法改正法」という。）により、会社法（平成 17 年法律第 86 号）における株主総会、取締役等や社債の管理等に関する規律の見直しが行われ、これに伴い、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 71 号。以下「会社法整備法」という。）により、医療法についても所要の見直しが行われた。これらの法律の施行に伴い、医療法施行令等について所要の改正を行うもの。

第 2 改正の主な内容（医療法関係）

1 医療法施行令の一部改正

(ア) 会社法整備法により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）において、社団たる法人及び財団たる法人の補償契約及び役員のために締結される保険契約についての規定が新設され、当該規定を社団たる医療法人及び財団たる医療法人に準用することとされた。本政令においては、当該準用に際して必要な技術的読替えを整備する。

(イ) 会社法改正法により、会社が社債を発行する際に社債管理補助者を設けることができることとされた。会社法上の社債の発行に係る規定は社会医療法人が社会医療

法人債を発行する場合において準用することとされており、社会医療法人においても社会医療法人債管理補助者を設けることができるようになった。本政令においては、社債管理補助者に係る規定を社会医療法人に準用するに際して必要な技術的読替えを整備する。

(ウ) 会社法整備法により、担保付社債信託法（明治 38 年法律第 52 号）が改正され、同法の適用に当たっては、社会医療法人債を社債と見なすとされており、その際に必要な技術的読替えは医療法施行令に定められている。本政令においては、当該読替えについて所要の改正を行う。

(エ) 医療法人の評議員の欠格事由につき、法の規定により罰金以上の刑に処せられた場合は、執行が終わった日または執行を受けることが無くなった日から起算して二年を経過しない者とされているところ、対象となる法律に臨床研究法を追加する。

2 施行期日

会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和 3 年 3 月 1 日）